

## 別記様式

## 議 事 録 (案)

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議の名称             | 令和7年度第1回岩倉市自治基本条例審議会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 開催日時              | 令和7年6月27日（金）午後2時から午後4時50分まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 開催場所              | 市役所7階 第2・3委員会室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 出席者<br>（欠席委員・説明者） | 出席委員：岩崎委員、村平委員、内田委員、河合委員、中山委員、<br>大矢委員、岡本委員、芹澤委員、大野委員、木村委員<br>欠席委員：なし<br>事務局：久保田市長、中村総務部長、井手上企画財政課長、<br>宇佐見主幹、早川主任、伊藤市民協働部長、<br>竹井協働安全課長、須藤統括主査、犬飼主任、植手主任                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 会議の議題             | (1) 岩倉市自治基本条例審議会の役割及び検討事項について<br>(2) 岩倉市自治基本条例の規定に基づく事項について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議事録の作成方法          | ■要点筆記    □全文記録    □その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 記載内容の確認方法         | ■会議の会長の確認を得ている<br>□出席した委員全員の確認を得ている<br>□その他（                      ）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 会議に提出された資料の名称     | 資料1：岩倉市自治基本条例審議会委員名簿<br>資料2：岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例<br>資料3：岩倉市自治基本条例の推進状況<br>資料4：市民参加手続の実施状況及び実施予定<br>資料4-1-1：令和6年度の実施状況（条例、計画等の策定または変更）<br>資料4-1-2：令和6年度の実施状況（既存計画等の評価）<br>資料4-2-1：令和7年度の実施予定（条例、計画等の策定または変更）<br>資料4-2-2：令和7年度の実施予定（既存計画等の評価）<br>資料5：協働の取組シート（令和6年度実施事業）<br>資料6：岩倉市市民参加条例の推進状況について<br>資料7：協働事業個別シート<br>資料8：地域団体との協働シート<br>附属資料1：令和6年度市民活動助成金対象事業<br>附属資料2：未来寄合かわらばん<br>自治基本条例 パンフレット<br>自治基本条例 解説<br>市民参加条例 パンフレット<br>市民参加条例 逐条解説 |
| 公開・非公開の別          | ■公開    □非公開                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|        |           |
|--------|-----------|
| 傍聴者数   | 0 人       |
| その他の事項 | 議事録作成者 早川 |

| 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1                       | 開会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 2                       | 委員の委嘱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 3                       | 市長あいさつ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 4                       | 委員自己紹介<br>各委員、事務局の自己紹介。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 5                       | 会長の選出<br>岩崎委員を会長として選出。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 6                       | 会長職務代理者の選出<br>村平委員を職務代理者として選出。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 7                       | 会長あいさつ<br>会 長：自治基本条例ができて 12 年経ったことを感慨深く思う。経済状態が低迷し続けている中で、地域ではお年寄りが激増している一方で子どもの数は減っている。また、12 年経ってインフラ等が老朽化してきている。岩倉は自然災害が少ないが何が起こるかわからない。また、外国にルーツをもつ人がこの 12 年間で増えている。生産年齢人口は減っており、それを補うために海外からの労働移民を受け入れざるを得ない。このような社会情勢の中でどのようにしていったらよいのだろうか。<br>自治基本条例は自治の基本的な考え方や仕組みを提示するものであり、それをどう生かしていくかは行政、市民、議会の役割である。時代の進展に応じてうまく運用されているか不断のチェックをしていくことがこの審議会の役割である。今回初めての人はわからなくても構わないので、日々の生活の感覚でご意見をいただければと思う。3 回の審議を経て最終的には市長に提言を行っている。限られた時間になるがよろしく願います。 |
| 8                       | 議事<br>（1）岩倉市自治基本条例審議会の役割及び検討事項について<br>事 務 局：【資料 2】、条例パンフレット及び解説に基づき、宇佐見主幹より説明。<br>会 長：事務局からの説明に質問等あればお願いしたい。<br>→特に意見無し。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

(2) 岩倉市自治基本条例の規定に基づく事項について

事務局：【資料3 第10条】に基づき、宇佐見主幹より説明。

委員：昨年と同じ委員が選任されており、昨年指摘した意見が反映されていないと感じる。

事務局：何人か新しい人に声掛けをして入っていただいている。全替えが理想かもしれないが、継続的に意見を聞くことも必要である。団体からの推薦の場合は同じ人を推薦いただく場合もある。入れ替えを積極的にやっていく。

委員：審議会に出たいと思う人を増やしていくことも課題である。

会長：市民登録委員は自ら手を挙げたのか、依頼があったのか。

委員：お誘いがあった。

会長：若い人に参加いただくには、会議の曜日や時間等の設定を検討する必要がある。

委員：フューチャーセッションに参加したが、そこで参加した女子大生がまちづくりをしたいといった想いがあった。若者の意見の受け皿や相談場所があるとよい。

委員：市民活動センターでは、相談があったらアドバイスできるように、日ごろから情報収集している。

会長：若い人が生き生きと活動できる仕組みがあるとよい。若い人の参加を図っていくことがポイントである。

委員：市民登録制度の中に、外国にルーツをもつ方の登録は何名いるのか。

事務局：外国にルーツをもっている可能性のある人の登録も数人ある。

委員：「岩倉の水辺を守る会」で市の課長と意見交換をした際に、五条川沿いにベンチを置いてほしいという意見を言ったところ、その場では即答できないため持ち帰ることとなった。「市民の声」というルートでないと上まで届かないのか。

事務局：「市民の声」は市長まで目を通し、住所氏名を記入していただいたものは文書で回答させていただいている。「岩倉の水辺を守る会」との意見交換の内容がどこまで共有されているかはこちらでは把握していないが、何らかのリアクションはあるべきものだと思う。

事務局：市民登録は本人の意思に基づくものであるため、外国の方でも手を挙げてもらえれば登録できる。言葉の壁の課題もある。

会長：外国にルーツを持つ人の意見を聞く場はあるのか。

事務局：手続き以外でもサポートをする外国人サポート窓口があるが、コミュニティレベルでの相談はできていない。今年度からは市民活動助成金を活用した子育て中の外国の方が集える多文化子育てサロンを開催している。岩倉には45か国の方が住んでいるが、日本語を習得していただくことが一番の共生の手段であり、初期日本語教室を市の委託事業で行っている。

会長：まだ外国にルーツのある方の市政参加というところまではいかないが必要なことである。

広報・市政 e モニター制度は参加のハードルが下がるため、外国の方や子育て世代が参加しやすくなる。既存のモニター制度と比べて変わったか。

事務局：年齢層は広範囲になって応募数も多かった。

委員：市政モニターの経験があるが、市政に参加する取っ掛かりとなった。

赤ちゃん訪問をやっているが、外国の方がとても多く、言葉が通じず、説明できないため困っている。

事務局：外国人が引きこもらないような外出・社会参加への支援の手段を探ることが課題である。

会長：第10条では、今まで市政に参加していない人たちにどのように届けるかが一つのテーマである。広報・市政eモニター制度や公募委員、若い人たちの参加について、より具体的に考えていく必要がある。

委員：今はAIがあるのでそれで言葉の壁を乗り越えてほしい。

この審議会で審議せず、行政評価委員会で審議をしている部分について、評価がどのようになっているか、わかる資料がほしい。

事務局：後日提示する。

委員：若者が参加しやすいように時間帯を変えたらどうかという話の中で、土日や夜間に会議を開くのは職員の時間外労働だという話があったが、市民のために動くことができるよう市の方で考えるべきである。

会長：市政に参加できない層に働きかけるために、平日の夜や土日に開催するのは効果的であろう。フレックスタイムや代休を活用するなど市職員の負担が大きくならないように市民が参加しやすいやり方を検討していただきたい。

事務局：「未来寄合」は平日の夜に開催したところ、土日がいいという意見があり、土日に開催したところ、平日の夜がよいという意見があった。

会長：分散させて開催するなど検討が必要である。

事務局：【資料3 第12条】に基づき、宇佐見主幹より説明。

会長：住民投票は市民が意見表明できる貴重な機会であり市民参加の手続きとして重要であるため自治基本条例に盛り込んだ。毎年何とかしたいと思っているが進んでいない。

議会が意思決定するものを住民投票で決めても良いのか、外国の人をどう考えるか、外国の人の意向によって市政が左右されることがあるのではないかと、といった論調があり手を出しづらい状況である。

委員：検討する方向性やスケジュールなど具体的な動きがあれば教えていただきたい。

事務局：現状では具体的な動きはない。

委員：10年以上動きが無いので、去年は議会に働きかけた。今年は動きがあると思ったら動きがない。執行機関は誠実に職務を遂行していると言えるのか。

委員：外国人は関われるようにしてもしなくても大きな問題となるだろう。我々市民からこうしてほしいと働きかけなければ動けない状況なのではないか。

会長：現状では、議会に対して陳情や請願でお願いするか、こういった審議会でやるようお願いするか、どちらにしても大きな問題となるだろう。議会も執行部も見極め

させてほしいかもしれない。

委員：それならそういう結論が欲しい。

委員：住民投票があるとなぜいいのか。住民投票が必要な理由は何か。

委員：住民投票は市民が直接意思表示する機会である。議員の得票率を考えれば市民の意見が反映されたと言えるのか。市民の意見とずれがあるのではないか。

また、住民投票は投票要件によっては参政権がなくても投票できる。自治基本条例という市民の定義は通勤通学者まで含んでいる。どこまでの範囲にするかの議論は必要だが、広く市民が声を届けることができる制度は必要である。

会長：市政参加の様々な仕組みがあるとよい。その一つとして、重要事項については直接意見表明できる場が住民投票である。市町村合併の時に中学生以上に投票権を与えようとしたところもあるなど、自由度が高いものである。外国人が増えてきてその人たちの意向で左右されるのは杞憂である。

委員：最終的に決まらなくても、議論する場があることが重要である。

会長：この第 12 条を早急に見直してもいいかもしれない。「住民投票の結果を尊重しなければならない」というのを、「参考にしなければならない」くらいのゆるい縛りにするとか。

委員：最初に内容を検討するための委員会を作り、何が問題かを洗い出すことからではないか。

委員：どんなに善良な外国人でもお互いにすれ違いはあるため、意見を言える窓口は開いておくべきである。岩倉に興味がない人も市民。堅苦しい場でなくてもいいので意見をいただく場があっても良いと思う。

会長：外国人については住民投票から切り出して別途参加の場を設ける必要があるのではないか。川崎市では、外国人の会議体を作り、市政に対しての意見を聞く場を設けている例がある。多くの外国人はまじめに働いて税金を払っているのに、その税金の使い道に発言権がないのはおかしい。そのような人たちに市政のあり方を左右するような投票権を出すことに躊躇するなら、参政権ではなく、市政参加のあり方を考えてみてはどうか。

事務局：これまでの動きとしては、令和 3 年度に議会の各会派に経緯を説明した。令和 4 年度は市議会代表者会で説明を行い、議員向け勉強会を開いた。同年に市民活動団体に出前講座を行った。令和 6 年に新人議員を含め再度勉強会を開いた。

条例制定後 12 年を経て社会情勢や条例に対する考え方が変わってきている。他の自治体の例を見ても、常設型の住民投票条例がなくても地方自治法に基づく住民投票が行われているケースが増えている。

委員：議会や執行機関が動かないことで市民の権利が奪われている。より厳しい社会情勢や経済環境に追い込まれたときに市民は何も意見が言えない。小さなまちなのに意見をまとめられないのは大丈夫なのか。簡単にまとめられないものをどうまとめていくのかを考えることが必要なのではないか。

会長：最終的には皆さんの意見を集約して市長に提言するので、第 12 条の検討を一步でも

二歩でも進めるために、外国にルーツをもつ人の意見表明をどうするのか、地方自治法に基づく住民投票も増えている現状を踏まえてもう一度見直すことを提言してみてはどうか。

委員：政治に参加するマインドを持ってほしい。条例があったら意欲的と感じる。

会長：審議会の総意として、抜本的に見直すことも検討してほしいという意見を付けることとする。文章の表現については皆さんにご意見をうかがう。

事務局：【資料3 第14条】条に基づき、宇佐見主幹より説明。

会長：採用試験の実施日や実施方法等は、従前のままなのか。

事務局：今年は従前どおり。来年度は検討する。技術系・保育士は取りづらい。

会長：中途退職者はどうか。

事務局：増えている。転職が増えている。

会長：深刻な問題である。人事評価をしっかりとやっていくということも要因にあるのではないか。

委員：岩倉への愛着や誇り、責任感を形成することが大切である。

委員：自治体は生活を守る基盤だが、その自治体が財源と人材不足で悩んでいる。

会長：日本中で人材の取り合いとなっている。今は外国籍の人でも職種によっては公務員になれる。

事務局：公務の尊さややりがいが、1～2年目では気づきづらい。初任者教育でどう伝えていくか難しい。

委員：江南市が市政70周年で映画を作った。心を打つような岩倉の歴史や人の繋がりを映画にしてみてもどうか。

会長：シビックプライドの醸成は重要である。

委員：文化行政系のアイデアはたくさん持っている。映画を作るなら例えばアイデアを公募すると、チャンスを狙っている意欲的な人は集まる。

委員：一般の人が見て意味が分からないものはよくない。岩倉の人の魂を揺さぶるような芯のあるテーマを演出できる人を監督に据えたい。

会長：シビックプライドを醸成するためのPR動画を作ることも一つである。

委員：観光ボランティアガイドを新規採用職員研修でやってもらっている。職員をJCや青年部に派遣する仕組みがもっと早い時期にあるとよいと感じる。初任者だけでなく中堅職員にも研修を実施してほしい。

委員：桜の歴史は浅くここ50年くらいである。岩倉は縄文時代から歴史があり、その時代からの思いを背負っていることが伝わるとよい。

会長：職員を守るカスハラ条例はあるか。

事務局：愛知県が制定したので、まずは見守りたい。岩倉市では不当要求に対するマニュアルは整備している。今後も研究していく。

事務局：【資料3 第19条】に基づき、宇佐見主幹より説明。

委 員：条例・要綱を見える化してほしい。

事 務 局：ホームページから検索できるようになっている。

委 員：要綱は 350 個もあるので索引を作るなど検索しやすくしてほしい。

事 務 局：ホームページでは要綱は課ごとに整理しているが、分かりにくいいため、見やすくしていきたいと考えている。

事 務 局：【資料 3 第 20 条】条に基づき、宇佐見主幹より説明。

会 長：通報した人は守られているか。

事 務 局：守られている。

内部の委員会もあるが、内部では適切に処理されない恐れがある場合は直に外部の弁護士に行っている。

会 長：次回は【資料 4】から検証とする。進行をお返しする。

事 務 局：本日は自治基本条例の進捗についてご審議いただき、ありがとうございました。次回も引き続きご審議をよろしくお願いします。

## 9 その他

次回会議日程 7月10日（木）午後2時から 市役所7階 第2・3委員会室